

救 援 医 薬 品 等 管 理 業 務 要 領

(目的)

第 1 この要領は、災害時において、医薬品等集積場所に集められた被災地外等からの救援医薬品等の保管・管理等を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(医薬品等集積場所)

第 2 医薬品等集積場所は、原則として富山県地域防災計画において県が指定する輸送拠点施設とするが、被災状況、救援医薬品等の集積場所等により、他の適当な場所に医薬品等集積場所を設置する場合もある。

医薬品等集積場所は設置された場合、関係者へ連絡するものとする。

【県内における主な輸送拠点施設】

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送 拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田 777
	富山産業展示館(テクノホール)	富山市友杉 1682
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島 183
	富山県産業創造センター(テクノドーム)	高岡市二塚 322-5
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島 287
	富山県トラック協会総合グラウンド	射水市水戸田 3 丁目 9-1
海上輸送 拠点施設	伏木富山港	高岡市伏木地区
		射水市新湊地区
		富山市富山地区
	魚津港	魚津市港町
氷見漁港	氷見市中央町～比美町	
宮崎漁港	朝日町宮崎	
航空輸送 拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島 30

(組織)

第 3 医薬品等集積場所を設置した場合には、直ちに医薬品等集積場所管理者(以下「管理者」という。)を定め、その下に搬入・仕分け、在庫管理、搬出の各班を設け、(公社)富山県薬剤師会、(一社)富山県薬業連合会又は(一社)富山県医薬品登録販売者協会の会員の中から各班長を定めるものとする。また、必要に応じて医薬品等集積場所副管理者(以下「副管理者」という。)を定めるものとする。

(業務)

第4 医薬品等集積場所における管理者、副管理者及び各班の業務は、次のとおりとする。

(1) 管理者

医薬品等集積場所における搬入・仕分け、在庫管理、搬出等の業務を統括するとともに各ボランティアの各班への配置を行う。

(2) 副管理者

管理者の業務の補佐を行う。

(3) 搬入・仕分け班

① 被災地外からの救援医薬品等を点検し、搬入帳簿に記載する。

② 医療施設、医療救護所及び避難所等からの供給要請に対応できるよう、医薬品については、医療用医薬品、一般用医薬品、薬効・用途別に、医療機器及び衛生材料については用途別に仕分けを行う。

③ 班長は、搬入状況について管理者に報告を行う。

(4) 在庫管理班

① 搬入され、仕分けされた救援医薬品等について、有効期限の確認、不良医薬品等の検査及び冷所保管医薬品、向精神薬の管理等を行う。

② 班長は、在庫状況について管理者に報告を行う。

(5) 搬出班

① 救援医薬品等の供給要請に応じて、医薬品等の選別を行うとともに供給要請先への搬送に協力する。

② 班長は、搬送状況について管理者に報告を行う。

(救援医薬品等の使用)

第5 救援医薬品等の使用（搬出）については、くすり政策班（くすり政策課）の指示により行うものとするが、直接、医療救護所及び市町村等より医薬品等集積場所に供給要請があり、かつ緊急を要すると判断される場合は、管理者の判断により使用（搬出）することも差し支えないものとする。

(報告)

第6 管理者は、医薬品等集積場所における業務の状況について、くすり政策班（くすり政策課）に毎日、別紙の各報告書により報告を行うものとする。

救援医薬品等の搬入状況報告書

くすり政策課長 殿

医薬品等集積場所名
管 理 者 名

救援医薬品等の搬入状況を次のとおり報告する。

救 援 者	住 所			
	氏 名			
搬 入 品 目	規 格	数 量	備 考	
受領者サイン欄	上記医薬品等を確かに受領いたしました。 受領者 _____			

救援医薬品等の搬出状況報告書

くすり政策課長 殿

医薬品等集積場所名
 管 理 者 名

救援医薬品等の搬出状況を次のとおり報告する。

市町村等			
要 請 者			
	担 当 者		
受 注 者			
	受注日時	平成 年 月 日	時
搬 出 品 目	規 格	数 量	備 考
搬 送 担 当 者			
搬送(出発)時刻			
備 考			